○国土交通省告示第七百四十八号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十六日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12309	マツダ　ＣＢＡ－　ＢＫＥＰ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
12311	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＫ５Ｐ	〃	〃
15325	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＫＥＰ	〃	〃
15326	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＫ３Ｐ	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十六日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15313	ダイハツ　ＣＢ　Ａ－Ｌ４０５Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
15314	ダイハツ　ＣＢ　Ａ－Ｌ４１５Ｓ	〃	〃
15496	ダイハツ　ＤＢ　Ａ－Ｌ４０５Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第七百五十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十六日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15930	トヨタ　ＣＢＡ－　ＵＺＪ２００Ｗ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百五十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十六日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15376	フォード　ＡＢ　Ａ－１ＦＭＥＵ７４	フォード・ジャパン・リミテッド	アメリカ合衆国　ミシガン州　ディアボーン市　アメリカンロード
15377	フォード　ＡＢ　Ａ－１ＦＭＷＵ７４	〃	〃
15709	フォード　ＡＢ　Ａ－ＬＦＡＬ３Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第七百五十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十六日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12049	スバル　ＣＢＡ－　ＢＬ５	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号
12051	スバル　ＣＢＡ－　ＢＰ５	〃	〃
15308	スバル　ＤＢＡ－　ＢＬＥ	〃	〃
15309	スバル　ＤＢＡ－　ＢＰ９	〃	〃
15310	スバル　ＤＢＡ－　ＢＰＥ	〃	〃
15688	スバル　ＡＢＡ－　ＢＬ５	〃	〃
15689	スバル　ＤＢＡ－　ＢＬ９	〃	〃
15690	スバル　ＡＢＡ－　ＢＰ５	〃	〃
16078	スバル　ＣＢＡ－　ＢＰＨ	〃	〃

○近畿地方整備局告示第百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年七月十六日

近畿地方整備局長　木下　誠也

(1)　登録年月日
平成二十一年七月八日

(2)　登録番号
2

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人滋賀県建築住宅センター

(4)　住所
滋賀県草津市草津三丁目十三番二十五号

(5)　代表者の氏名
市田　重昭

(6)　登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
滋賀県草津市草津三丁目十三番二十五号
滋賀県彦根市船町六―二十八
滋賀県大津市におの浜三丁目四番四十六号
滋賀県近江八幡市桜宮町二百九十四番

(8)　法第十三条の評価員の氏名
井狩弥次郎、河副　繁男、山中　誠、森本　義雄、石本　博茂、伊集院敬史、林　正也、上別府　裕、渡辺　由佳、重田　吉正、川合　勝、簗瀬　優子

(9)　役員の氏名
市田　重昭、肥田　興一、中村　忠義、河副　繁男、藤村　亮一、山本　勝義、水原　脩、藤本　英樹、中嶋　渉、善利　健次、中川　幸雄、井上　泰彦、水原　渉、沢井　進一、山極　元信、前川　幸雄

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
井狩弥治郎

(11)　評価の業務を行う区域
滋賀県の全域

○四国地方整備局告示第七十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

名称　国営讃岐まんのう公園
位置　香川県仲多度郡まんのう町炭所西
区域　別紙図面のとおり（略）
（四国地方整備局において平成二十一年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日